

○総務省告示第二百号

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第一条第三号の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する地震防災上緊急に整備すべき消防用施設を次のとおり定める。

令和四年六月十七日

総務大臣 金子 恭之

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第一条第三号の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設は、次の各号に掲げる消防用施設とする。

- 一 消防本部又は消防署若しくはその出張所の庁舎のうち耐震改修が必要であるもの又は津波対策の観点から移転が必要であるもの
- 二 消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
- 三 地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両、航空機又は資機材
- 四 消防救急無線（デジタル無線に係るものに限る。）又は高機能消防指令センター
- 五 前各号に掲げるもののほか、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の防災のため特に必要と認めら

れる消防用施設

附 則

- この告示は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十五号）の施行の日（令和四年六月十七日）から施行する